令和7年度にいただいたご意見・回答

日付	分野	DX
12月12日	ご意見	マイナンバーの活用について。 本籍地が高山市で、県外に住む場所、戸籍謄本などの取得が高山市はコンビニ対応しておらず、これだけ沢山の市町村が対応している中、高山市が対応しない理由と対応時期を教えてくださ
	回答	ご意見いただいたとおり高山市で導入している現在のコンビニ交付システムは、本籍地が高山市で住所地が高山市以外の場合、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)などの戸籍証明書を交付することができません。 　今後のコンビニ交付システムの改修時等に高山市以外の住所地でも戸籍証明書が交付できる機能の搭載について検討を進めてまいります。 　なお、現在高山市では、申請者の皆様の利便性向上を図るため、戸籍証明書を住所地でなくとも取得できるよう、マイナンバーを利用して戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)など各種証明書をオンラインで申請できるサービスや、郵便での請求、また全国どこでも戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)などが本籍地以外の市区町村の窓口で申請できる戸籍の広域交付などを実施していますので、ご利用いただければ幸いに存じます。 今後も皆様からいただくご意見を踏まえ、より良いサービスの提供に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 ※参考 証明書のオンライン申請 https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000014/1018332.html 郵便による証明書の請求 https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000014/1018329.html 戸籍証明書等の広域交付 https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000014/1004894/1019733.html